石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進行管理 及び地方創生に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため、石巻市まち・ひと・ しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 総合戦略の進行管理に関すること。
  - (2) 総合戦略及び地方創生に対する提言に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 地域において活動する団体から推薦された者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議は市長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、復興政策部復興政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議 に諮り定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にか かわらず、平成32年3月31日までとする。

## 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿

(平成27年5月21日現在)

No.	氏	名	所	属	備	考
1	安 住	<sup>えい いち</sup> 栄 一	牡鹿地区住民代表			
2	阿 部	た代子	コンパクトシティレ 創生協議会	いしのまき・街なか		
3	ず 部	みやこ 都	いしのまき農業協同	司組合		
4	荒木	裕美	特定非営利活動法 石巻	人ベビースマイル		
5	大浪	Liff 8 茂	河北地区住民代表			
6	* 村	美保子	いしのまきNPOt	マンター		
7	ざ とう 藤	宗德	石巻観光協会			
8	en Egg 西 條	拓也	いしのまき農業協同	司組合		
9	生 藤	清子	河南地区住民代表			
10	姓 藤	尚美	北上地区住民代表			
11	Lts の 品 野	こういちろう 光一郎	宮城県漁業協同組合	<u> </u>		
12	上よう じ 子	真 岐	石巻専修大学			
13	大黒	雅 弘	日本労働組合総連 石巻地域協議会	合会宮城県連合会		
14	たか はし	たけし <b>猛</b>	   七十七銀行石巻支原 	Ė		
15	高橋	重由美	雄勝地区住民代表			
16	なか がわ	なお のり 尚 仙	石巻商工会議所			
17	永澤	貞 代	桃生地区住民代表			
18	芳賀	のぶ ゆき 信 幸	石巻市地域包括ケブ	ア推進協議会		
19	<u>み</u> 消	ときえトキエ	石巻市地域婦人団体	<b>本連絡協議会</b>		

(氏名の五十音順、敬称略)